

参議院災害対策特別委員会會議録第十一号

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)
午後四時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小平 芳平君
理事 藤野 繁雄君
矢山 有作君
村尾 重雄君

委員

北口 龍徳君
久保 勘一君
熊谷太三郎君
坪山 徳弥君
林田 正治君
村山 道雄君
森部 隆輔君
瀬谷 英行君
武内 五郎君
渡辺 勘吉君

國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

政府委員

農林政務次官 松野 孝一君
農林大臣官房長 中西 一郎君

説明員

農林省農林経 中沢 三郎君
済局金融課長

本日の會議に付した案件

○昭和三十九年四月から五月上旬までの
の長雨等についての天災による被害
農林漁業者等に対する資金の融通に
関する暫定措置法の適用の特例に関
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○豪雪災害の救済対策に関する請願(第一九三三号)
○凍霜害対策に関する請願(第二六五〇号)

○山形県内の桑園凍霜害対策に関する請願(第二六七二号)

○凍霜害に対する恒久的対策等に関する請願(第二八七一七号)

○晩霜被害対策に関する請願(第二八七二七号)

○継続調査要求に関する件
○委員派遣に関する件

○委員長(小平芳平君) ただいまから
災害対策特別委員会を開会いたします。

昭和三十九年四月から五月上旬までの
の長雨等についての天災による被害農
林漁業者等に対する資金の融通に関す
る暫定措置法の適用の特例に関する法
律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴
取いたします。赤城農林大臣。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま提
案になりました昭和三十九年四月から
五月上旬までの長雨等についての天災
による被害農林漁業者等に対する資金
の融通に関する暫定措置法の適用の特
例に関する法律案の提案理由を御説明
申し上げます。

本年四月から五月上旬にかけて四国
及び九州を中心とする西日本一帯にお
いて長雨及び長期にわたる高温が続
き、六月一日現在の調査結果によりま
するならば、麦、なたね等の農作物被

害は百八十一億円に達し、被害規模が
きわめて大きく、かつ、被災地域も広
範囲に及んでおります。

このように麦、なたね等の主要な農
作物等に著しい被害を生じると、今
後の農業の再生産に及ぼす影響が甚大
であるばかりでなく、農家経済への影
響も無視しがたい実情でありますので、
天災融資法の適用について特例を設
け、被害農業者者に低利資金を融通す
等の措置を講じ、すみやかに農業の再
生産の確保と民生の安定をはかりう
とするものであります。

今回の特例の第一点は、特別被害農
業者の範囲を拡大することでありま
す。天災融資法では、農業粗収入の五
割以上の損失額がある場合に限って、特
別被害農業者として、三分五厘の低利
資金を借り受けることができるように
しておりますが、今回の特例措置で
は、麦等の主要な農作物の収入が八割
以上失われた被害農業者並びに昨年四
月から六月までの長雨により麦及びな
たねの収入が八割以上失われて被害農
業者となり、かつ、今回の長雨等によ
り麦等の主要な農作物の収入が五割以
上失われた被害農業者も特別被害農業
者として取り扱い、三分五厘の資金を
融通することができるようになるもの
であります。

特例の第二点は、以上の特別被害農
業者に貸し付ける三分五厘の経営資金
については、被災者の負担の緩和をは
かるため、特に六ヶ月以上一年以内の

据え置き期間を設けることとするもの
であります。

以上が、この法律案の提案の理由及
びその内容であります。何とぞ慎重御
審議の上、すみやかに御可決くださ
いますようお願いいたします。

○委員長(小平芳平君) 本案に対し、
質疑のおありの方は、順次、御発言を
願います。

○森部隆輔君 大臣にお尋ねいたしま
すが、ただいま御提案になりました特
例法であります。これは私の、自分
の県の実情を申し上げますと、昨年は
九割以上、麦、なたねはほとんど全滅
であったわけですが、本年はやや去年
より被害の程度が少なく、いま私の
県で被害の程度が少なくなると、昨年と本年
と加えてもおおかつ該当しないように
承っておりますが、私の県
は、県の財政が、石炭鉱業の不振その
他によって相当税収入も減っております
ので、かなり県の財政も苦しいので、
県自体でそういう困っておる農家を
救済することができかねると思っております
が、そういう場合に、六分五厘と三
分五厘と、金を貸し付けた場合、その
三分の差額を県が出した場合、ある
いは自治省は交付金等によってその県
の財政を救ってやる、こういうような
ことに對して、何らかの、農林大臣は
自治省と折衝されてでも、そういうよ
うな救われぬ農家を救っていただく
というようなことはお考えできぬので
しょうか。ひとつお尋ねいたしたいと
思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 実は、これ
をきめるのに、災害対策としてもう少
し早くやりたいと思いましたが、去年
の八割の被害プラスことしの五割と、
連年の災害を含ませることに少し手間
取りまして、本日提案ということにな
ったのでございます。その結果、県
によりまして漏れる県も生じてきたわ
けでございます。その点につきまして
は、県単位でいろいろ対策を講じても
らうことにいたしました。いまのお話
のように、六分五厘と三分五厘の差額
に對して県で負担したものを、国のほ
うでどういふふうに見ていくかとい
うことでございますけれども、これにつ
きましては、いま申し上げましたよう
に、この法案を出すのに非常に手間
取って、そこまでまだ話はつけてあり
ませんが、できるだけ自治省と話をつ
けて努力をいたしていきたいと、こう
考えています。

○矢山有作君 ちょっと関連して。大
臣、私はまだ寡聞にして、この特例法
の適用を受ける府県がどこにどのとい
うことになっているのか、その政令の
内容をよく知らないんですが、そのこ
とをまず言っていたら、それか
らひとつ次の質問をやらしていただき
たいと思うんです。はずれるのがど
こなのか。

○政府委員(中西一郎君) 申し上げま
す。昨年の農作の特例法の適用にあた
りまして、農作全体の二分の一以上の
被害があるという場合に県を指定した
わけでございますが、その結果、昨年

は二十六県が該当するという非常に大きな被害でもあったために、そういう結果になっております。ことし、当初は、昨年と同様、百分の五十以上というところで県を指定するつもりで事務的な段取りを進めました。その場合は高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の四県にとどまる結果になったわけです。ところで、連年災ということも加味しまして、財政当局は相当強い反対がございましたが、百分の四十に基準を下げてまして、その結果、愛媛と熊本のみ県が加わることになったのであります。合計六県というところでございまして。

そこで、先ほど来の御質問でございましたんですが、昨年ひとくことしは百分の四十に達しないという県は、福岡、大分、佐賀等がそれに該当するわけでありまして。

○矢山有作君　しゃくし定本にものごを考えていけば、それは官房長のおっしゃるようになります。しかし問題は、連年の災害で、特に昨年の災害でほとんど全滅というような大きな被害を受けておいて、今年もまた大きな被害を受けている。ところが、県を平均して、全部をならしてみると、たいしたことはないにしても、部分的にながめていけば、市町村により、あるいは郡により、非常に高度な被害を受けているところが、一律にこの特例法の対象にならないというのは、私は実際の災害対策としては、あまりにもしゃくし定本過ぎはせぬかと思う。私が常に持ち出す話なのですが、農業基本法を制定された政府なのですが、それから、農業の自然的不利を補正しようということをうたっている。そ

こへ持つてきて、池田首相は革命的の農政をやると言っている。その辺で何とか、県を対象にして指定しているが、佐賀と福岡と大分とは特例法の対象にならぬからはずすのだというようになことになしに、その県の中で、非常に高度な被害を受けている市町村なり郡があれば、それをまとめてひとつ特例法の対象にしようというところまでいきませんか。それがまず大事だと思ふのです。そこにどうしてもいかないうことにならば、いかな場合にも、じゃどうするかということも考えなければならぬわけですから。

○政府委員(中西一朗君)　お話しのこと趣旨はよくわかるのでございますが、災害対策全体として、農民が困らないような措置をしていくということは、絶対必要であらうと思っております。その際に、天災融資法は御承知のように、農林省所管でございまして。その内容は、利子補給と損失補償でございまして。そこで、農林省が天災融資法を発動しまして救います場合の基準は、先ほど申し上げました百分の四十以上というところで拾うわけでございます。それにはずれました百分の三十程度あるいは百分の二十程度というような被害の少ない県におきましても、地域によつて非常にひどいところも、いまお話しのとおりでございます。そこで、そういう県につきましても、農林省のいわば所管でございますが、予算というところでなしに、県単独でできればやっていたら、たとえば、先ごろ大きな被害のありました千葉県のノリの災害のようない例もございまして。あるいは県単独でやる財政力がなければ、特別交付税でその裏打ちをせしめようというやうな方法も道として残されているわけでございます。こういう形で、結果として、たとえば大分県の南のほうと、宮崎県の北のほうの県境のバランスのとれるような配慮をいたしたいと思っております。が、何ぶんにも、時日がほとんどありませんで、最終的の詰めまで至っておりません。特別交付税の措置につきまして、財政当局あるいは自治省等とよく話し合ひまして、そういう方向で解決したい、かように考えております。

○森部隆輔君　ただいま矢山さんの御質問に対して官房長から答弁がございました。大臣からもさつき答弁がございました。大臣が、昨年は九州北部がかなりひどくて、今年は九州の南部がひどかった。これは数字にはつきりしてゐる。そこで、いまお話しされましたように、県全体を平均しますと、必ずしも百分の五十というような数字にいきませんけれども、数郡、少なくとも何郡かは百分の五十以上に達するところもあるのです。そういうところは、県の財政が、さつき申し上げましたように、私のほうはいろいろ事情で豊かでないの、むしろ赤字である関係で、県費でその差額を負担するということは容易でないと思ふ。そこで、さつきもお尋ねかたが申し上げたのですが、どうしても今度の特例法に基づいて、県費で指定される場合に、福岡——あるいは大分も同様だろうと思ひますが、それらが入らないとすれば、県費で差額を出した場合、ひとつ特別交付税で出されるように、ぜひ実現するように強く自治省のほうに折衝願ひたい、特に希望を申し上げてお

きます。これに対してお見込みはどうでしょう。

○国務大臣(赤城宗徳君)　先ほど官房長から申し上げましたように、天災融資法の特例法によつてやる、あるいは交付税等によつてやるか、いずれかの方法によつてということをし申し上げたのとおりでございますので、この天災融資法の特例法に漏れた分につきましては、実は申し入れをしておりますが、さらに強く自治省に申し入れまして、救済のできるような努力を十分尽くしてみたい、こう思ひます。

○森部隆輔君　あまりくどいようですが、重ねて。私も、県当局とも相談したいと思ひます。それから、ぜひ県費で、もしさういふような支出をしました場合には、特別交付税を交付せられようように、重ねて御配慮をお願い申し上げます。

○矢山有作君　どうもぼくのお聞きするのとちよつとちよつと合つていかぬのですが、私は大臣にお聞きしたいのですが、事務当局のほうとしては、いま中西官房長がお答えになったようなことになるだろうと思ふ。思ふのですが、私がこの間もあなたとお話した場合に、非常に農家の実態を御存じです。しかも、これだけ九州地区においては、大災害が去年、ことしと続いております。それから、したがつて、私は、特別交付税云々の話に入る前に、この特例法の対象、特例法をつくるのですから、特例法と銘打つてその対象にするように配慮はできないものかというのを大臣からお聞きしたい。

○国務大臣(赤城宗徳君)　これは御承知のように、農業施設の復旧などに対する補助の場合に、県全体ということじゃなくて、部分的等についての補助など、相当高額のものをやる、こういう制度が開かれておるわけでありまして、この天災融資法の適用につきましては、従来県単位でやっていたものでありますから、その県単位の中のある郡とか、ある場所、さういふふう指定することは、私も折衝いたしましたが、これはちよつと困難でございまして。それで第二段階として、交付税の問題でこの問題を解決していこうか、さういふふう申し上げたのであります。

○矢山有作君　さうすると、交付税の問題で解決するという場合、おそろしく、お考えになっておるのは、六分五厘と三分五厘のその差を埋める、さういふことぐらいの話だろうと思ふのです。想像するところ。さうしたら、ぼくは、おそろしく単年度では片づかないと思ふのです。融資する場合に、おそろしく一年きりの償還期限ということでは融資しないはずなんです。ところが、二年とか三年とか、あるいは天災融資法を適用していくということになれば五年以内、さらに特例法に準じた扱いをしていくということになれば、その中に半年ないし一年の据え置き期間も含まれてくる、さういふことになつてくる。さうすると、もし償還期限が三年なり四年なり、これは仮定ですが、さういふ条件で県が配慮した場合、それに対して毎年さういふ特別交付税でめんどうを見ますか。最初の年だけめんどうを見て、あとは知らないというのじゃ困る。その点をやはりはつきりしておいたほうがいいと思ひます。

○森部隆輔君　さういふことは、さつき申し上げたように、交付税の交付税等によつてやるか、いずれかの方法によつてということをし申し上げたのとおりでございますので、この天災融資法の特例法に漏れた分につきましては、実は申し入れをしておりますが、さらに強く自治省に申し入れまして、救済のできるような努力を十分尽くしてみたい、こう思ひます。

○矢山有作君　どうもぼくのお聞きするのとちよつとちよつと合つていかぬのですが、私は大臣にお聞きしたいのですが、事務当局のほうとしては、いま中西官房長がお答えになったようなことになるだろうと思ふ。思ふのですが、私がこの間もあなたとお話した場合に、非常に農家の実態を御存じです。しかも、これだけ九州地区においては、大災害が去年、ことしと続いております。それから、したがつて、私は、特別交付税云々の話に入る前に、この特例法の対象、特例法をつくるのですから、特例法と銘打つてその対象にするように配慮はできないものかというのを大臣からお聞きしたい。

○国務大臣(赤城宗徳君)　これは御承知のように、農業施設の復旧などに対する補助の場合に、県全体ということじゃなくて、部分的等についての補助など、相当高額のものをやる、こういう制度が開かれておるわけでありまして、この天災融資法の適用につきましては、従来県単位でやっていたものでありますから、その県単位の中のある郡とか、ある場所、さういふふう指定することは、私も折衝いたしましたが、これはちよつと困難でございまして。それで第二段階として、交付税の問題でこの問題を解決していこうか、さういふふう申し上げたのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは私のほうで出すわけじゃございませんが、一年だけ出してあとは知らぬふりをすることはおかしいと思ひます。ですから、やはりこれは差額をどれくらいに見るかという問題もありましようけれども、その差額を埋めるまでということではなければ筋が立たぬと思ひます。そういうつもりで折衝はいたします。

○矢山有作君 閣下質問をいたしたのでありますから、これでやめますけれども、私は大臣のいまの答弁を信頼いたします。この法の適用の対象にならぬのなら、実質的にこの法の適用を受けたものと変わらないような措置を講じた場合に、それに対して、国がいまおつしやつたようなめんどろを見てやる、こういうことで御確約をいたしたい、そうして御努力をお願いしたい。そうすれば、事務局としては、きょう来ておいでになりますから、その大臣の意に沿うように全力をあげてもらわなければ困るのです。この点、だめ押しをしておきます。だいじょうぶですね。

○国務大臣(赤城宗徳君) そのとおり措置いたします。

○北口龍徳君 その問題に関する連問題ですが、折衝して特例法の該当を受けた。したがって、まことにありがたく存じておりますが、特に私は、九州全体の被害を見ますと、昨年私は、党として被害の状況を調査に参りまして、先ほど森部委員からお話のとおり、昨年は鹿児島、宮崎あたりのずつとこちらの北のほうがかひどかつた。全部私は九州を歩きました。そういうようなことで、去年はほとんど壊滅的な打撃を与えているところに持ってきて、二年連続の連年の災害がござ

います、その点につきましては、赤城農林大臣も非常に御同情いたされて、県民も非常に喜んでゐるのです。が、大体九州各県の罹災関係の割合等におきまして、そういうように、去年もことしも二年災害というやうなことで、ことしばかり取り上げるといふやうなことになる、九州でも南のほう、北のほう、ことしは被害の程度が逆でございまして、二年分のいわゆる分母二百分の百三といひますか、去年百分の九十受けたところを、これを一緒に二カ年といひまして二百分の百三十をぜひ罹災農業者の場合におきましては該当していただくやうに、という主張、御要望を強くいたしたいと思ひますが、そういうことで、まあ、われわれのほうへ、ぜひその実現ができるやうにという非常に熱心な要望があつたわけで、一応、このことが取り上げられなかつたということは、どういふ理由ですか。私たちも、罹災者に対して、一応事情をつまびらかにいたしておきませんと困るわけでございますので、その辺のことにつきましてお伺ひしたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) ちょっと事務局から御説明申し上げます。

○政府委員(中西一郎君) 御説明申し上げます。

実は、昨年のこの特例法が出ましたときに、百分の八十以上というところで出発いたしました。そこで、市町村段階で手持ちしております資料では、八〇%以上の被害については明確な書類が残つておるわけでございます。で、百分の七十、あるいは百分の六十ということになりましたと、これは、ある資

料に依存するといふぐあひにまいりません。そこで、二百分の百三十といふふに一般的に取り上げることができなかったわけでございます。しかし、行政の網の目にかかりまして、百分の八十以上というのはしっかりと把握できる以上、それをもとにしまして本年は百分の五十以上といふことで、両方の要件を満たす場合には、これは市町村も把握できるわけでございますから、把握できる分については、少なくとも救うべきであるといふことで、原案のやうなことになるわけでございます。したがって、極端な例を申し上げますと、昨年七九%で、ことしまた七九%であるといふやうな場合には、この網の目にかからないわけでは、たゞ、八〇%といふことで市町村長が認定しておりますが、市町村長の実務の上での若干のアローアンスといふものもその間には期待できるわけでございます。いま申し上げたやうな七十九、七十九といふやうな例は、実際にはないと思ひますけれども、理屈の上ではそういうことに相なつておるわけでございます。

○北口龍徳君 事情承りました、いまお話しのように、昨年でもことしも百分の七十九といふと、二百分の百五十ですか、そういうことで非常にこれは気の毒な話です。実は、昨年はほとんど壊滅的な九五%の被害を受けているのです。そうすると、やはりこれは、昨年はほとんど収獲もあつた、ことしまた四〇%もいれたという農家に對しては、何とかこれはやはり政府が親心を持つて救済してやるべきであると思ふ。そういう意味からいいたしても、双方の、昨年とこ

としと合わせていふゆる二百分の百三十といふ線をやつていただいたならば、私は非常に農民も喜ぶと思ひますが、この点は何かめんどろな点とか、いろいろ十分調査をしなければわからぬといふやうな事務的なことでありまされども、もう一步そういうことにしていただきたかつたといふことを、何とかその辺ならないものかといふことを申し上げておきます。

○国務大臣(赤城宗徳君) いま官房長からお話し申し上げましたように、百三十といふことに相なるわけでございますが、それが八十プラス五十プラスアルファなわけなんですから、たとへば七十プラス六十といふ場合ですと、去年の七割といふものが残つておらぬと、調査を八十だけしてもし残つておるといふことであれば、これは非常にいい措置がとれたかと思ふのでございすが、一応ちょっと去年の八割以上のものが残つておるものから、それにプラスといふことでございますから、なお、そういう点についてはよく実情等を調査して措置したいと思ひます。

○矢山有作君 それから官房長、この特例法の適用対象にならぬとすれば、いろいろの意味で被災者といふのは不利な点が出てくると思ふのです。それから被災の自治体としても不利な点が出てくると思ふのです。そういう点をやはりいろいろな方面でカバーしていくといふことになれば、たとえば一つの例が、自作農創設維持資金にしても、これの貸し出しに對して特別の配慮を払ふと、そういうやうにお考えができておりますか。

それとも一つは、先ほどの質問の中で、私ちょっと落としておつたのですが、特別交付税で措置するといふ場合に、やはり県だけでなしに、市町村がこの特例法の対象にならぬ部分を穴埋めをしていくといふ場合もあり得ると思ふ。そういう場合に、県に對しても、市町村に對しても、特別交付税で実際の開きのないやうに措置されるやうにするのかどうか、その点もあわせてお聞かせいただきたい。

○政府委員(中西一郎君) お話にございます自作農創設維持資金の災害のワケについての配慮は、これは天災融資法が発動になりまして、三分五厘にならなくても、当然裏づけとして各県に資金ワケを配分いたすつもりでおります。

それから特別交付税の交付にあたつて、市町村等も利子補給等の何分かの負担をいたすといふ場合も想定されます。そういう点については、県同様に市町村についても配慮をいたさなければならぬ、かやうに考えております。

お話を流れる筋として、ほかにいろいろあたたかい手を伸べるといふやうな御趣旨だと思ひますが、御要望にありました米の概算金の増額等の措置についても考え、あわせて早期支払いも考えるといふやうなことで、別途準備をいたしております。

○藤野繁雄君 私は法律の各条項についてお尋ねしたいと思つておるので、

第一条には、「昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨及び当該期間内における長期にわたる高温」、こういうふうに書き分けてあるのです。それで、長雨と高温というこの二つの関

いうふうにしていきたいと考えております。

○藤野繁雄君 いま、果樹については据え置き期間がないと言ったって、このミカンが収穫無であるということだったら、直ちに償還ができないが、どうやってその財源を見つけ出すのですか。

○説明員(中沢三郎君) これは貸し付けをしましてから五年の償還期限内で、第一回の支払いをいつするかという事になれば、その地域なり、あるいは融資機関と農家との話し合いでできることと思いますが、通常はまあ第一期の、何らかの収穫がありまして現金が入る時期、あるいは一般的には一年以内、こういうふうに考えられるわけですが、その場合でも、実質的な意味におきまして何とないです。

○藤野繁雄君 次は、予約米に対する概算払いの時期と額ですが、これは大臣にお尋ねしたほうがよかったかもわかりませんが、新聞の記事によれば、二千万円あるとか、あるいは二千万円であるとか、被害が大きいところでは三千万円あるとかというより新聞記事になっておりますが、一体どういうふうな考えですか。

○政府委員(中西一朗君) まだ事務的にもかたまっていない段階でございますので、具体的には申し上げにくいのですが、予約受け付けを早めるという方針で事務を取り進めております。三千万円というお話はございましたが、三千万円という事は、これは考えており

ません。何かの誤報ではないかと思えます。昨年は二千万円という特例を設けたのでございますが、今次のこの裏作の指定になるような県、あるいはその他につきまして、二千万円という五百円増しの概算金を払うことはどうかということ、目下財務当局と折衝をいたしておる段階です。できまれば、今週中にも結論を得まして、来週早々にも閣議におはかりすることができるようにならば幸いです。

○藤野繁雄君 いまの問題は、官房長ができるだけ早い閣議で決定するということであつたから、どうぞできるだけ早く決定して、農村の金融が行き詰まってくるのを救うように、一段の御努力をお願いしまして、私の質問を終わります。

○委員長(小平芳平君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を起して。
ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないものと認めます。
それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより採決に入ります。

昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案を賛成の方の挙手を願います。

○委員長(小平芳平君) 総員挙手と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小平芳平君) 次に、請願を議題といたします。

第一一九三号雪害災害の救済対策に関する請願外四件の請願を議題といたします。

○委員長(小平芳平君) 次は、請願を議題といたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

一、昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

昭和三十九年七月三日印刷

昭和三十九年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局